

総務企画常任委員会

令和6年9月19日（木）

総務企画常任委員会

定例会名 令和6年第3回定例会
招集日時 令和6年9月19日（木） 午前10時00分
招集場所 議場

出席委員 7名

委 員 長	杉 森 弘 之
副 委 員 長	磯 山 和 男
委 員	黒 木 のぶ子
〃	石 原 幸 雄
〃	遠 藤 憲 子
〃	山 本 伸 子
〃	鈴 木 勝 利

欠席委員 な し

出席説明員

副 市 長	鷹 羽 伸 一
総 務 部 長	野 口 克 己
環境経済部長	二野屏 公 司
議会事務局長	大 里 明 子
総務部次長兼人事課長	石 野 尚 生
総務部次長兼契約検査課長	門 倉 史 明
総 務 課 長	橋 本 円
収 納 課 長	大和田 伸 一
環境経済部次長	藤 木 光 二
庶務議事課長	飯 田 晴 男

議会事務局出席者

書 記	滝 本 和 樹
書 記	滝 本 仁

令和6年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務企画常任委員会

議案第 58号 訴えの提起について

議案第 62号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

午前１０時００分開会

○杉森委員長 おはようございます。

ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、総務部長、環境経済部長、議会事務局長、総務部次長兼人事課長、総務部次長兼契約検査課長、総務課長、収納課長、環境経済部次長、庶務議事課長であります。書記として、滝本和樹さん、滝本 仁さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第５８号 訴えの提起について

議案第６２号 茨城租税債権管理機構規約の変更について

以上２件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

初めに、議案第５８号、訴えの提起についてを議題といたします。

議案第５８号について提案者の説明を求めます。総務課長。

○橋本総務課長 総務課、橋本です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第５８号、訴えの提起について御説明をいたします。

議案書に添付いたしました参考資料を御覧ください。

今回の事件の概要及び訴えの提起について御説明をいたします。

令和５年９月１０日の市長選挙の結果、令和５年１０月３日から現市長が就任したことから、牛久市において管理している市長を口座名義人とする銀行口座の名義人変更手続が必要となりました。

このため、農業政策課において名義人変更手続を行おうとしたところ、預金通帳を確認する過程におきまして、被告が課長を務めていた平成２８年度及び令和元年度に複数の口座から金員が払戻しをされているものの、その旨や使途についての報告がなされていない事実が判明しました。

また、被告が令和５年度に課長であった商工観光課におきましても、複数の口座から金員が払い戻されているものの、その旨や使途についての報告がなされていない事実が判明いたしました。

これらのことから、牛久市は事の重大性を認識し、総務部人事課におきまして使途不明金の調査を開始しました。

調査の過程で、被告本人からの事情聴取を複数回行ったところ、被告は自分が命じて払戻し手続をさせた事実及び払戻し金額を受領した事実を認めた上で具体的な使途を説明しませんでした。

牛久市は、本件が公金の横領を構成する事件であることに鑑み、毅然とした対応・処理が必要であることから、被告を令和５年１１月１４日付をもって懲戒免職処分とし、令和５年１２月８日付告訴状をもって茨城県牛久市警察署長宛て告訴状を提出したところでございます。

以上のことから、市職員の任務懈怠及び不法行為により被った被害につきまして賠償を求める訴えを提起するものでございます。

議案書に戻ります。

牛久市が所管し管理していた団体の事業に関し、市職員の任務懈怠及び不法行為により被った損害について賠償を求める訴えを水戸地方裁判所に対し提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

相手方としましては、当時の元環境経済部次長兼商工観光課長であった神戸千夏氏になります。

訴訟遂行の方針につきましては、弁護士を訴訟代理人に選任し訴訟を遂行いたします。

以上でございます。

○杉森委員長 これより議案第58号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。磯山副委員長。

○磯山副委員長 幾つか聞きたいことがありますので幾つかに分けてお聞きいたします。

まず被告の態度なんですけれども、被告は非を認めているのか、それとも全面的に争おうとしているのか、また全額賠償するという気持ちがあるのかどうか、まずそこを教えてください。

○杉森委員長 総務課長。

○橋本総務課長 人事課の調査の過程におきまして被告は金員を受け取ったことを認めまして、当時、返済の意思についても示しておりました。市からは支払いをするよう請求を求めているところですが、いまだ返済がなされていないという状況でございます。

以上です。

○杉森委員長 磯山副委員長。

○磯山副委員長 次なんですけれども、この返済の要求は一括で返済を要求するのか、それと賠償を求めるだけなのか、謝罪であったり、または、着服とっていいののかのお金の使途、どのようなものに使っていたのか、また本当に1人だけでやっていたのか、その辺のところはどうでしょうか。求めるつもりはありますか。

○杉森委員長 総務課長。

○橋本総務課長 まず一括で請求するかにつきましては当然一括で、損害賠償請求ですので市としてはこの金額を支払ってほしいという訴えになります。訴訟においては、今おっしゃっていただいたとおり全額一括返済とっていますが、全額その被害額として裁判所が認定するかどうか、あるいはそのほかに誰か関わった職員がいるかどうか、そういったところまで含めて当然訴訟において争われる話になると想定しております。

○杉森委員長 磯山副委員長。

○磯山副委員長 また、もう一回繰り返しになるんですけれども、それ何にお金を使ったかまでは問いたりしませんか。

○杉森委員長 総務課長。

○橋本総務課長 あくまで人事課での聞き取り調査のときには、御本人は私的に流用してはいないということのみを言っております。市としましては、私的に流用してはいないとはいえ、じゃあ使途を説明しろということには、先ほど御説明したとおり説明がありませんでしたので、何に使ったかということについて、やはりそれも訴訟において明らかにされるべき事案だと考えており

ます。

○杉森委員長 磯山副委員長。

○磯山副委員長 それと、こちらタブレットにも入っていたんですけども、裁判費用については、こちらは全額、勝ち負けがありますけれども、相手方に非があるということであれば相手に全て持たせるというような考えでいらっしゃいますか。

○杉森委員長 総務課長。

○橋本総務課長 一般的にこの訴訟においての相手方に負担させる訴訟費用というのは、いわゆる通常の弁護士費用というのは含まれないのが通例でありまして、いわゆる申立てにかかった費用などだけの、いわゆる実費負担の部分のものが請求可能になりますので訴訟費用に係る弁護士報酬は入らないものと認識しております。

○杉森委員長 磯山副委員長。

○磯山副委員長 最後です。今裁判で争われようとしているんですけども、相手方が非を認めて、それで、裁判じゃなくて和解を求めたいというようなときにはそれに応じるつもりはありますか。

○杉森委員長 総務部長。

○野口総務部長 ただいまの御質問の内容につきましては、訴訟運営上の重要な事項になりますので現時点でのお答えは差し控えたいと思います。

○杉森委員長 ほかにありませんか。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、数点質問いたします。

訴訟代理人として弁護士に依頼をするということなんですが、この弁護士は市の顧問弁護士なのか、それとも、その他の弁護士に依頼されるのかということ、それと、今費用として質問も出ておりましたが、当初予算は分かりますが大体市としてどのくらいと見ているのか、当初は着手金等だと思っていますが、どのくらいと見ているのかということ。

それとあと、市でも公益の通報制度があるというお話を以前聞いたんですが、今後のどういうふうな対応をしていくのかということ。

それと、今回の事案が発生する一つとなったのが監査の対象でないというようなこともありました。そのことも含めて、市の再発防止策についてどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○杉森委員長 総務課長。

○橋本総務課長 訴訟代理人になっていただく弁護士は、顧問弁護士を予定してございます。

訴訟費用につきましては、着手金と、もし訴えた、今回被害額として訴えた額全額ですかね、が認められた場合、成功報酬が発生するわけですが、着手金と成功報酬を合わせまして、おおむね200万円ぐらいを見込んで今いるところでございます。

以上です。

○杉森委員長 総務部長。

○野口総務部長 総務部の野口でございます。

まず、公益通報のお話ですが御指摘のように今年になって仕組みを整えました。既に起こってしまった事件については、直接今この訴訟関連でどうということはなかなかできませんけれども、この公益通報制度やったことにおきまして、上下関係にある職員のうちの命じられた側の職員等の通報は心理的な安全を担保してできるようになったと考えております。まだ運用上の実績はございません。

それから、監査の件でございますけれども、こういった団体について監査の対象となっておらず、その時点での発見の機能が果たせなかったということにつきましては、これ監査委員事務局関連とのお話になりますけれども、適切な監査体制になりますよう、総務側としても、できる限り情報の取りまとめ等ですね、あるいは依頼等について今後やっていきたいと考えます。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 再発防止策についてのお答えがなかったように思いますが、その辺はどうでしょうか。

○杉森委員長 総務部長。

○野口総務部長 失礼しました。公益通報部分についても再発防止策の一環ですけれども、事件発生の後、この対象となっている職員が自分の意思を通しやすかった理由の一つとして、自分の課で使うお金を、入った通帳を自分の意思で自由に使用できる状態にあったということの反省を踏まえた形での公金取扱いマニュアルの改正を行いまして、直接、費用を執行するものでない部長級が通帳の状態を把握する、また会計課に預けているものを引き出しについても部長の決裁がなければならないというような形で行っております。また、そういった整えた制度等につきまして、これは今年の3月と、すみません、5月でしたでしょうか、団体会計を預ける職員を対象を中心としまして研修を実施しました。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 弁護士が市の顧問弁護士ということでは、その辺の事案ですか、そういうものについては熟知をされていらっしゃる、弁護士さんはどんなことでもやってらっしゃると思うんですが、その辺の信頼関係というか、お任せする事案について市としてはどこまでその弁護士さんに、今ここの中の参考資料の中では全部、内容等は分かりますが、その辺の専門的な問題なのかどうか、その辺の把握されているのかどうか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

それと、公益通報はこれからだということなので、つくったということは確認をいたしました。それと以前にも、こういうように職員の方が公金をお使いになったということもかなりいろいろと報道されておきまして、今回は会計課で通帳だけを保管をし、そして委員会については当該の課の責任者が持っていたという、そういう今までのことを踏まえてそういうような対応だったと聞いております。そうしますと、やはり会計課の方については、ただ通帳を保管するだけという、中身についても確認をしないというところ、そういうところについても、今後についてもやっぱり対応すべきではないか。今回、部長クラスが、その辺を全部確認するという今お答えがありま

したので、全体的にやはりこういう、何ていうんですか、公金横領というのはいろいろとそういうことにたけたというんじゃないんですが、そういうような不備のところについて起こる事案というのが多分多いと思うので、その辺について、今後についてももう少しお話しいただければと思います。

○杉森委員長 総務課長。

○橋本総務課長 顧問弁護士の方の専門性というのは、本人に直接お聞きしているわけではございませんのでこの場で回答するのは難しいんですが、今回の事案につきまして当初から相談させていただいておりますし、当然弁護士ですのでそういった法的な整理はおできになるものと認識してございます。

以上です。

○杉森委員長 総務部長。

○野口総務部長 総務部の野口です。

遠藤委員の質問のうちの再発防止関連の部分ですけれども、先ほど確かに一番の原因となりました通帳の管理について御紹介申し上げましたけれども、会計課において今回やっていただくような形のマニュアルにしたのは、通帳が返ってきた時点で、管理者、失礼、管理者でいいでしょうかね、部長級がちゃんと点検を行っているかどうかについて記載、押印があるかどうかというチェックになります。マニュアル側で部長級がチェックをきちんと行えるように、これまで規定されていなかった記録の仕方、帳票類についても記述をしまして、ある程度統一した形で情報が把握できるというような形にしたわけであります。

突き詰めるところ、今回の事件は資金管理をする人間が執行を兼ねていたと、執行側の責任者も兼ねていたというところに今回の不明金を出してしまった大きな原因の一つにあると思いますので、ここを分けて運用することがかなり効果を発揮するだろうと。実際に各団体の資金の使途が、具体的にその団体の活動に照らしてどうであったかというこの点検については、基本的にはそれを主管するところが持つ、やるべきであろうと。会計のほう、会計課の役割については、そういった手続がちゃんと行われているかどうかを点検する部分であろうということで現在は整理をしております。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 すみません。その会計課の方というか、団体の方もそうなんですけれども、最終的に部内で使途とかそういうのは確認できると思うんですね。特に通帳等であったならば、これは銀行等金融機関の残高証明を取れば確実に分かるんですが、その辺まで踏み込む考えはどうか、そこだけ確認させてください。

○杉森委員長 総務部長。

○野口総務部長 遠藤委員の質問ですが、残高証明の利用というお話ですけれども、通帳の原本に日付と残高の記載がある状態と別に残高の証明書、これもある時点でのことを捉えたものになるわけですから、残高証明の発行までの時間とか手続に比べると、通帳自体を、原本を確認する

ということのほうが手数がかからずに、また真実性においても、その日付においての残高というのは全く変わらない、銀行においてもそれしか把握してないわけですから変わらないと思いますので、残高証明の利用というのはただいまのところ検討、考えておりません。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。黒木委員。

○黒木委員 よろしく願いいたします。

この被疑者は、住所が前の住所じゃなくなっているんですね。埼玉県の上郷のほうに住んでいるということなんで、果たして裁判は、あくまでその支払い能力があるかないかで裁判して取れるか取れないかの結論になっていくと思うんですね。ということなんで、もう当然、公金を横領したということで裁判する必要性はあるんだけど、それだけの経費をかけて、でも返ってこなかったら、その弁護士費用も何も、あくまで税金であるということも、その辺も認識した中でやっていかなければならないんじゃないかということ、その辺についてどのように考えるのかということと、先ほど再発防止ということで同僚議員が質問いたしましたけれども、やはりじゃあ今回は、次長というそのポストの中で自分のしっかりとした通帳の管理が自分の中で処理できるというそういう感覚で今回の問題が発生しているわけです。じゃあ部長がやったときには誰がそれを確認するんだかというふうになっていくわけですから、やっぱり何人かの目を、そういう公金を引き出すような場合は何人かの人たちが手順を踏んで確認するというような、そういうことが必要じゃないかなと考えるとそこなんですけれども、その辺の考え方についてはどのように考えるかということで、ちょっとその辺を伺いたいと思います。2点です。

○杉森委員長 総務課長。

○橋本総務課長 今回、牛久市としては相手方に責任があるとして損害賠償を求めていることに対して請求書を送っていますが、相手から支払いがないというところで、要は主張が対立している状況であると認識しております。そうしますと、当然市としては法的な解決を求める以外にこの部分について解消する手段がございませんので、今回の訴えの提起の議案を出させていただいてございます。ですので、当然議員おっしゃるとおり、それに対する費用が必要なのかどうかというところは議員の皆様が議決いただく内容ではないかと考えてございます。

○杉森委員長 総務部長。

○野口総務部長 総務部の野口です。

御質問のうち、再発防止策の複数人でのチェックに関わる部分ですね。確かにチェックする段階、人数というのは多くすれば多くするほど厳重になるとも考えられますけれども、その上の人間まで一緒になってしまったときにどうかというのは、これは理屈としては何人おいても同じこととございます。原理的にこれを解決しようと思うと利害関係が対立している人間にチェックしてもらえないんですけれども、市役所内部でそういったことはちょっと想定しづらいと。責任者をどこに求めるかということについて、牛久市の体制ですと、まず現場の責任者というのは課長であろうと、これを管理監督するのは事実上部長、その上の人物となっていくときには、庁内の全体にわたって見渡すということが難しくなるボリュームになってしまうので部長級が管

理監督をすると、執行段階の責任については課長が負うといったような切り分けが牛久の現状においては適当かなと考えまして、こういった状況を選択しております。

以上です。

○杉森委員長 黒木委員。

○黒木委員 まあ、やはり市としての態度を示すということでは、相手方が要するにいろんな意味で情報を新聞等で流したりなんかしたんで払わないぞというようなことを漏れ、言っているということも聞くわけですけども、やはり市としては公金を使われたから弁護士費用とか、支払い能力がなくてもやらなければならないという考えの中で今回の告発という形になったと。先ほど被疑者と私言いましたけれども、まず罪状がついてませんので相手方ということで言い直します。やっぱりそれに対して、一般論では支払い能力のない人に払え払えといっても、払えないのにどうしたものなんだろうというふうに考えるところが一般論です。でも、やっぱり市としての市民の血税を預かっているという意味では、先ほど課長から御答弁いただいたような形になっていくだろうと理解しました。

それと、総務部長が今言ったように何人かの目を経ているというか、チェック機能が働けばそれだけ問題解決になるだろうとも考えたんですけども、やっぱり市というその組織の中でできる範囲というものも考慮していかなければならないと考えたときに、できるだけ、多角的な視点からどうしたらそういうのが再発防止に結びつくというふうに考えていただければということで。両方とも答弁要りません。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。山本委員。

○山本委員 1点確認なんですけれども、損害賠償が今なされてない状況で使い込んだ900万円、いろんな協議会、あと団体があるんですが、そういう方たちへの説明、あとはなくなったことでの影響みたいなものはないのかどうかというところを確認したいと思います。

○杉森委員長 環境経済部次長。

○藤木環境経済部次長 なくなったことへの影響ということで、団体のほうに、まず農政関係のほうについては、農業者のお集まりだとか団体の、まだ存続している団体もありますんでそういった団体の集まっていたときなどを利用しながら謝罪といいますか、御報告と謝罪ということでさせていただいております。金額がなくなってしまっはいるんですが、それに伴って直接的に何か支払いができないとか、そういったものの影響はございませんでした。観光のほうにつきましても、これは昨年度事件が起きて、昨年度分の団体ごとですね、かっぱ祭りと観光協会になりますけれども、監査も受けさせていただいて、もちろんこの不明金については適切とはもちろん言えないんですけども、そういった御意見をいただいた上で監査もさせていただいて、今年度総会ですね、どちらの団体も総会を行いまして、改めて事件の報告と謝罪をさせていただいて、あとはこちらの団体のほうにつきましても、金額がなくなってしまったことによって支払いができないとか、そういったものの影響はございませんでした。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

あと、これが議決されればこれから粛々と審議が行われていくんでしょうけれども、議会への報告というのはどういったタイミングで行われるのかというところをお願いいたします。

○杉森委員長 総務部長。

○野口総務部長 総務部の野口です。

議会への報告ということで、この問題については発生以来いろいろなところでお話をしてきて、その中で将来的な訴訟を考えるとなかなか内容について踏み込めない、明かせない部分もあるというようなお話をしてきたかと思います。

訴訟進行中については、そういった部分についてはそのままであらざるを得ないかと思うんですけども、そこを除いたところについては、なるべくでしたらもちろん市民の方に説明しなければなりませんので、時期がいつというふうにはまだ申し上げられませんが、ホームページの公表なり、あるいは議会へは、これが書面で報告になるのか、あるいはお時間をいただくのかということはまだ検討しておりませんが、どこかできちんと事の経過を最初からの形で総括の報告をすべきであると考えております。

以上です。

○杉森委員長 ほかにございませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、1点だけお願いいたします。

昨年の11月14日付で、この相手方は懲戒免職処分を受けているということですが、分かれば結構ですが、逆にこの処分を不服として相手方が訴えを提起しているというような動きがあるのかどうか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○杉森委員長 総務部長。

○野口総務部長 総務部の野口です。

不服とした訴訟の提起というお話についてですと、牛久市あての訴状というのは頂いておりません。それ以外の部分については御本人がこれについてどういうふうと考えて、どうやって手続を進めるかということについては、牛久市庁側の執行部として申し上げるような状況にはないかと考えていたします。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。磯山副委員長。

○磯山副委員長 懲戒免職処分となっているんですけども、この相手方に対して懲戒免職になった後、退職金など払われているのかどうかお聞きします。

○杉森委員長 総務部長。

○野口総務部長 退職金については支払われておりません。

○杉森委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で、議案第58号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第62号、茨城租税債権管理機構規約の変更についてを議題といたします。

議案第62号について提案者の説明を求めます。収納課長。

○大和田収納課長 収納課、大和田です。よろしくお願いいたします。

議案第62号、茨城租税債権管理機構規約の変更について御説明いたします。

令和6年度より国税である森林環境税が個人住民税均等割に合わせて年額1,000円を市町村が賦課徴収することになったことから、茨城租税債権管理機構においても、滞納事案を移管した際に市町村が賦課徴収する国税も取り扱えるよう規約を改正するものです。地方自治法第290条の規定に基づいて議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○杉森委員長 これより議案第62号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、数点質問したいと思います。

まず1つ、管理機構の構成団体ですね。これは何か県のほうは入っていないということで、県議会にはこういう議案が出されていないという情報がありました。管理機構の構成団体について説明をお願いしたいと思います。

それと、今年度から課税される国の森林環境税なんですが、今課長の説明で年1,000円ということなんですが、茨城県には独自に森林湖沼環境税というのがたしかあったと思うんですね。それは終わって新たにこの国の環境税と私は理解してしまったんですが、まだ県の森林環境税というのはあると聞いたんですが、その辺のちょっと説明を、もし分かれば御説明をお願いしたいと思います。

それと、この税金というのは本来市町村が行うべき業務であって、この管理機構というのは差押えを前提としているような管理機構ということなので、これについてもいかなものかなと考えています。そして、この管理機構で、令和5年度の機構に牛久市が回した金額というのはこの間の決算の認定附属資料から把握できるんですが、差押えというような状況などもあると思うんですが、その辺について市でどういうふうに把握をしているのか、その辺を伺いたいと思います。

○杉森委員長 収納課長。

○大和田収納課長 数点の御質問にお答えします。

まず議案が県の議会に上がってないという件なんですけれども、機構は県内44市町村によって組織しますということでこの規約に規定がされてございます。地方自治法では、規約の改正は組織する地方公共団体の協議により定め、協議は議会の議決を経なければならないと定められておりますので、県は構成団体に入っていないので議案が出ていないものと認識しております。

続いて、茨城県の森林湖沼環境税の代わりに森林環境税が課税になったのかということなんですが、県の森林湖沼環境税は平成20年から令和8年度まで課税されることになってございます。令和5年度でなくなったものとしては、震災後に加算された防災減災事業のための加算というのが、平成26年から令和5年までの間、県民税と市民税の均等割それぞれ500円ずつ課税になったものが令和5年まででしたので6年度からは課税がなくなったということになってござい

ます。

あと、市の差押えの状況ですけれども、令和５年度については、不動産が１１件、預金など生命保険の解約返戻金とか債権が１８３件、給与や年金が７５件、合計で２６９件、差押えを執行してございます。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、答弁の中で給与等も差押えの対象だということなんですけれども、この給与の差押えの対象となる基準というんですかね、そういうのというのはあるのかどうか、その辺ちょっと確認をしたいと思います。

○杉森委員長 収納課長。

○大和田収納課長 給与の差押えの基準ですけれども、地方税法では差押え禁止の金額というのが決まっています、お１人ですと１０万円、扶養が１人いると４万５，０００円、それに社会保険料とか、あと源泉徴収とか、それを足した額は差押えを禁止されておりますので、それを除いて、納税相談等でお話を聞きながら金額を決めるという形になっています。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で議案第６２号についての質疑及び意見を終結いたします。

これをもちまして、執行部提出議案についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

初めに、議案第５８号、訴えの提起については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６２号、茨城租税債権管理機構規約の変更については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手多数であります。よって、議案第６２号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、本委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の継続調査事項であります公共交通について及び迷惑防止条例については、現在調査

を行っているところであり、今後も継続して調査をする必要があります。

ついては、委員長としては引き続き本件について継続調査といたしたく存じます。

お諮りいたします。

公共交通について及び迷惑防止条例についてを調査事項とし、本委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、公共交通について及び迷惑防止条例についてを本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま継続調査とすることに決しました案件につきましては、本委員会は議長宛て閉会中の継続調査の申出をいたします。

次に、本件を除く付託案件以外の所管事項について御意見がある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御意見がなければ、以上で付託案件以外の所管事項についての意見を終結いたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもって、総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時43分閉会